

サンライフ南相馬条例

平成 18 年 1 月 1 日
条例第 151 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条第 1 項の規定に基づき、市民の文化の向上及び健康の保持増進を図るため、サンライフ南相馬(以下「サンライフ」という。)を設置する。

(位置)

第 2 条 サンライフは、南相馬市原町区小川町 322 番地の 1 に置く。

(休館日)

第 3 条 サンライフの休館日は、1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者(法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第 4 条 サンライフの開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までとし、日曜日は午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開館時間を変更することができる。

(利用の許可)

第 5 条 サンライフを利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、サンライフの管理上必要があると認めるときは、前項の許可をする際にその利用について条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第 6 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、サンライフの利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備器具(以下「施設等」という。)を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(目的外利用等の禁止)

第 7 条 利用者は、施設若しくは設備器具の利用の許可を受けた目的以外に利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(造作等の制限)

第 8 条 利用者は、サンライフを利用するために特別の設備をし、又は備付け以外の器具を利用しようとするときは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第 9 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可の条件を変更し、又は利用を停止させ、若しくは許可を取り消すことができる。

- (1) 法令に違反する行為を行ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 利用の目的が第 6 条各号のいずれかに該当することが判明し、又は該当する理由が発生したとき。

(利用者の義務)

第 10 条 利用者は、指定管理者の指示に従い、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 収容人員を超えて入場させないこと。
- (2) 施設等を損傷するおそれのある行為をし、又はさせないこと。

- (3) 指定管理者の許可を受けた者のほか、サンライフの建物及び敷地内において、物品の販売若しくは金品の寄附募集の行為をし、又はさせないこと。
- (4) 利用が終わったとき、又は利用許可が取り消されたときは、直ちに、施設等を原状に回復して返還すること。

(賠償責任)

第 11 条 利用者は、サンライフの施設等を損傷し、若しくは滅失したときは、指定管理者の定める損害額を賠償しなければならない。

- 2 第 9 条の規定による利用許可の取消し等、又は災害その他緊急事態の発生により生じた損害については、市及び指定管理者はその責めを負わない。

(指定管理者による管理)

第 12 条 市長は、指定管理者にサンライフの管理を行わせるものとする。

(指定管理者の公募)

第 13 条 市長は、指定管理者にサンライフの管理を行わせようとするときには規則で定める事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募しなければならない。ただし、サンライフの適正な管理を確保するため市長が特に認めたときは、この限りでない。

(指定管理者の業務の範囲)

第 14 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) サンライフの管理及び運営に関する業務
- (2) サンライフの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) サンライフの利用許可等に関する業務
- (4) 利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務
- (5) 利用料金の減額及び免除に関する業務
- (6) 前各号に定めるもののほか、サンライフの管理運営上市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の手続)

第 15 条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、原町市指定管理者選定審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができることと認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) サービスの向上を図ることができるものであること。
- (3) サンライフの管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (4) サンライフの管理を安定して行うための物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (5) その他市長が別に定める基準

(指定管理者の指定等の公告)

第 16 条 市長は、前条の規定により指定管理者を指定したとき、又は第 21 条第 1 項の規定により、指定の取消し若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(管理の基準)

第 17 条 指定管理者は、次に掲げる基準により、サンライフの管理に関する業務を行わなければならない。

- (1) この条例の規定を遵守し、適正なサンライフの運営を行うこと。
- (2) 利用者に対して公平かつ適切にサービスの提供を行うこと。

(3) 個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えいの防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

(4) 施設等の維持管理を適切に行うこと。

(協定の締結)

第 18 条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長とサンライフの管理に関し、規則で定める事項を記載した協定を締結しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第 19 条 指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第 21 条第 1 項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 30 日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況及び利用状況に関する事項

(2) 利用料金の収入の実績に関する事項

(3) 管理経費の収支状況に関する事項

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、指定管理者によるサンライフの管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項

(業務報告の聴取等)

第 20 条 市長は、サンライフの管理の適正を期するため必要と認めるときは、指定管理者に対し、その管理の業務、経理の状況等について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(指定の取消し等)

第 21 条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、又はその他指定管理者の責めに帰すべき理由により当該指定管理者によるサンライフの管理を継続できないと認めるときは、その指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じた場合においては、指定管理者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(利用料金の納付等)

第 22 条 利用者は、指定管理者に対し、利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、後納とすることができる。

(利用料金の収入)

第 23 条 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第 24 条 指定管理者は、規則で定める基準に従い、収受する利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不返還)

第 25 条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、その利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(指定管理者が行う個人情報の取扱い等)

第 26 条 指定管理者及びサンライフの管理の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、原町市個人情報保護条例(平成 11 年原町市条例第 10 号)第 10 条に規定する受託者等の責務を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、サンライフの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。

(市長による管理)

第 27 条 第 3 条から第 6 条まで、第 8 条から第 11 条まで、第 22 条、第 24 条、第 25 条及び別表の規定は、指定管理者に代わって、市長がサンライフの管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第 3 条から第 6 条まで、第 8 条から第 11 条第 1 項まで中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第 11 条第 2 項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第 22 条第 1 項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第 2 項中「金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする」とあるのは「額とする」と、第 24 条及び第 25 条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(委任)

第 28 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前のサンライフ原町条例(平成 15 年原町市条例第 5 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 18 年条例第 243 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の南相馬市附属機関設置条例等を一部を改正する条例の規定は、平成 18 年 1 月 1 日から適用する。

別表(第 22 条関係)

(1) 施設

| 施設の名称 | 利用区分 | 基本料金(単位 円) | | | | | | |
|---------|--------|----------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|-----------------------------|----------------------------|---|
| | | 午前 (午前 9 時から正午まで) | 午後 (午後 1 時から午後 5 時まで) | 夜間 (午後 6 時から午後 9 時まで) | 昼間 (午前 9 時から午後 5 時まで) | 午後・夜間 (午後 1 時から午後 9 時まで) | 昼・夜間 (午前 9 時から午後 9 時まで) | |
| 会議室 | / | 1,400 | 1,700 | 2,000 | 3,100 | 3,700 | 5,100 | |
| 研修室 | / | 1,400 | 1,700 | 2,000 | 3,100 | 3,700 | 5,100 | |
| 和室 | / | 1,400 | 1,700 | 2,000 | 3,100 | 3,700 | 5,100 | |
| 講習室(1) | / | 800 | 1,000 | 1,400 | 1,800 | 2,400 | 3,200 | |
| 講習室(2) | / | 600 | 800 | 1,000 | 1,400 | 1,800 | 2,400 | |
| 調理室 | / | 800 | 1,000 | 1,400 | 1,800 | 2,400 | 3,200 | |
| トレーニング室 | 1 回当たり | 中学生 高校生 | 150 | 150 | 150 | / | / | / |
| | 一般 | 一般 | 250 | 250 | 250 | / | / | / |

| | | | | | | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 半年 | 5,000 | | | | | |
| | 年間 | 9,000 | | | | | |
| 集会室 | スポーツ利用 | 3,000 | 4,500 | 6,500 | 7,500 | 11,000 | 14,000 |
| | 集会利用 | 11,000 | 14,000 | 20,000 | 25,000 | 34,000 | 45,000 |

備考 トレーニング室の半年及び年間利用については、一般のみとする。

(2) 設備器具

| 区分 | 名称 | 単位 | 利用料金(単位円) | 摘要 |
|------|----------------|-------|-----------|-----------|
| 音響照明 | 舞台照明(1) | 1 式 | 2,000 | 講演会等の使用 |
| | 舞台照明(2) | 1 式 | 3,000 | 発表会等の使用 |
| | 拡声装置 | 1 式 | 2,000 | |
| 体育 | バドミントン用器具 | 1 組 | 250 | |
| | 卓球用器具 | 1 組 | 250 | |
| 視聴覚 | 16ミリ映写機 | 1 台 | 600 | スクリーンを含む。 |
| | スライド映写機 | 1 台 | 600 | スクリーンを含む。 |
| | オーバーヘッドプロジェクター | 1 台 | 600 | スクリーンを含む。 |
| 娯楽 | 囲碁 | 1 組 | 200 | |
| | 将棋 | 1 組 | 200 | |
| | 麻雀 | 1 卓 | 600 | |
| | カラオケ器具 | 1 セット | 1,300 | |

備考 利用料金は、午前、午後及び夜間を単位としてそれぞれ徴する。

(3) その他

| 名称 | 単位 | 利用料金(単位円) | 備考 |
|---------|-----|-----------|----|
| コインロッカー | 1 回 | 50 | |